

# (仮称)ラ・ムー小牧店

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 1 概要

工場跡地の更地に食料品スーパーを新設する。(法第5条第1項)

### 2 届出の内容

届出年月日	平成27年9月11日		
店舗	店舗名称	(仮称)ラ・ムー小牧店	
	店舗所在地	小牧市外堀1丁目1番7 ほか2筆	
設置者	名称	大黒天物産株式会社	
	代表者	代表取締役 大賀 昭司	
	住所	岡山県倉敷市堀南704番地の5	
	その他	なし	
小売業者	名称	大黒天物産株式会社	
	代表者	代表取締役 大賀 昭司	
	住所	岡山県倉敷市堀南704番地の5	
	その他	なし	
店舗面積	1,965 m <sup>2</sup>		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	100 台 (指針台数: 70 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	70 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	90 m <sup>2</sup>
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	17 m <sup>3</sup>
施設の運営	営業時間	開店	24時間
		閉店	24時間
	駐車場利用時間帯	24時間(一部午前6時から午後10時まで)	
	駐車場出入口	数	3箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで		
新設する日	平成28年5月12日		

### 3 参考事項

敷地面積	8,090 m <sup>2</sup>		
建築面積	2,834 m <sup>2</sup>		
延床面積	2,738 m <sup>2</sup>		
業態	食料品専門店		
用途地域	第1種住居地域	—	—
備考			

# (仮称)ラ・ムー小牧店

## 4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	徐行運転・アイドリングストップの徹底、遮音壁の設置など
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	設置者と小売業者が同一のため不要
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	売出しなど多くの来客が見込まれる場合は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

## 5 施設の配置及び運営方法に関する事項

### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

##### ア 駐車場の必要台数の確保

##### (ア) 小売店舗の必要駐車台数

##### a 指針による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率 C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F <small>S/1000×A×B×C/D</small>	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
153,328人	1,965 ㎡	1,041	14.40%	1,550 m	70.00%	2.00 人	103 台	0.68	70 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併設施設駐車台数	来客用駐車台数	評価
135 台	35 台	0 台	0 台	0 台	100 台	○

##### b 指針によらない「特別な事情」による算出

該当なし

##### (イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

該当なし

##### イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	103 台

##### ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内 駐車場	種別	1	収容台数	100 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	駐車場の平面化	排ガス配慮	アイドリングストップ	評価
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	
東	1箇所	市町村道	6m	-	6m	-	29	双方向	右左折混合	-	○
西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	なし	-
北	2箇所	市町村道	7.6m	-	5.5m	-	74	双方向	左折のみ	-	-
交通整理員等の配置		年間を通して混雑する時期のみ配備									

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

##### エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交差点需要率等の検討)

# (仮称)ラ・ムー小牧店

## (ア) 交差点需要率等の検討

		休 日			平 日		
		現 況	開店後	評 価	現 況	開店後	評 価
交差点A 常普請一丁目 西交差点	需要率	0.248	0.304	○	0.306	0.351	○
	将来交通量/可能交通容量	0.407	0.498	○	0.315	0.407	○
	ピーク時間帯	17時台			7時台		
交差点B 小牧中学校南 交差点	需要率	0.448	0.467	○	0.308	0.326	○
	将来交通量/可能交通容量	0.631	0.670	○	0.418	0.454	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
北東側無信号 交差点	需要率	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	—	小	○	—	小	○
	ピーク時間帯	17時台			7時台		

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

・誘導看板により経路の周知徹底を図ると共にオープン時売出し等は交通誘導員を配置し交通の円滑化に努める。

## オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗建物北側2箇所
駐輪場の収容台数	70台
標準収容台数	57台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

## カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	-
位置及び箇所	駐輪場へ止めるように案内をする。		

位置評価	台数評価
—	—

## キ 荷捌施設の整備等

### (ア) 荷捌施設の整備

	停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
①	敷地内	混在	75㎡	なし	10分	1台	2台	○
②	敷地内	混在	15㎡	なし	10分	1台	1台	○

### (イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
10:00~11:00	3台	17:00~18:00	21:00~22:00	あり	なし	○

## ク 経路の設定等

### (ア) 車両関係

#### a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置なし	チラシ配布	回避	回避	回避	あり

#### b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	—	—

※非配備の場合等の対応

運転手に注意喚起する。

#### c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

#### d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
—

### (イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

(仮称)ラ・ムー小牧店

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	要請があれば検討します。

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	なし	従業員が巡回予定

評価
○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	なし	なし	廃棄物収集作業	なし	なし	-
西方向	なし	なし	来客車両	なし	なし	-
南方向	2.2m	なし	設備機器・荷捌き車両	2.4m	なし	-
北方向	8.7m	なし	来客車両	なし	なし	-

遮音壁の影響 | 荷捌き施設側の敷地境界と屋上に遮音壁を設置して周辺への騒音影響を低減するようにする。

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌き施設建築計画面での配慮	荷捌き施設の屋内化、段差回避など
荷捌き作業運営面での配慮	アイドリングストップ、時間調整による搬入待機車削減、騒音防止意識の徹底
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	建物北側の方向の場所に設置
給排気口等からの騒音配慮	吹出し、吸込み口の形状検討、ダクトの吸音対策
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす。アイドリングストップ、徐行運転の看板
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	定期的なメンテナンスと機器周辺の防音措置の強化

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	該当なし
運営面の騒音配慮	該当なし

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	騒音源											
		空調機室外機	20	冷却塔	0	給排気口	32	変電施設		浄化槽		ポンプ	
変動騒音	冷凍機室外機	13	キュービクル	1									
	自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	○	BGM		アナウンス				
衝撃騒音	ゴミ収集作業	○	シャッター音	○									
	リフト衝撃音	○	台車走行										
建物の構造(高さ)		鉄骨造1階建(6.78m)											

(ア) 等価騒音レベル予測

		南東(A)	南(B)	南西(C、C')	北(D)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	50.6 dB	48.0 dB	45.5 dB	46.9 dB
	評価	○	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	38.4 dB	36.5 dB	37.2 dB	40.0 dB
	評価	○	○	○	○
昼間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当
夜間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当

# (仮称)ラ・ムー小牧店

※基準値を超えた場合の対応等

- ・機器の通常メンテナンスを遵守し遮音壁の設置、機器の変更を検討します。
- ・開店後に周辺住民から苦情等があった場合は真摯に対応します。

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					—
		南東(a)	南(b)	南西(c)	北(d)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	37.1dB	39.7dB	36.2dB	34dB
	評価	○	○	○	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	41.3dB	40.3dB	39.4dB	59.6dB
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

		北(d')	北(d'')
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし
基準値		40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	—	—
	評価	—	—
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	54dB	51.8dB
県	定常騒音の騒音レベル検証	—	—
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

定常騒音(合成値)の予測結果は規制基準を満足する結果となった。  
 来客車両自動車走行音については、予測地点a、dにおいて規制基準を超過する結果となった。また、d側では既存住宅側での予測(地点d'、d'')においても規制値を上回る結果となる。  
 現況における夜間卓越騒音は店舗北側の道路交通騒音であり、当該騒音が道路から離れた予測地点a側(北側道路から約994m地点)においても規制基準値を上回っている(L5は43.8dB以上)状況を踏まえると、a、d側の生活環境に与える影響は軽微であると判断する。  
 なお、a側は住居予定であり、現状においては住宅立地はないが、今後住居が建つことが見込まれる。開店後に周辺住民から苦情等があった場合は真摯に対応することとする。

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	毎日の清掃作業を実施し、悪臭・衛生管理に努めます。
衛生問題関係配慮	毎日、グリストラップ清掃を実施します。

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	9.00 m <sup>3</sup>	1日	0.409 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	4.09 m <sup>3</sup>	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.014 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.14 m <sup>3</sup>	変更なし	
ガラス製廃棄物用		1日	0.012 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.12 m <sup>3</sup>	変更なし	
プラスチック製廃棄物用		1日	0.039 t	0.01 t/m <sup>3</sup>	3.93 m <sup>3</sup>	変更なし	
その他可燃性廃棄物用		1日	0.106 t	0.38 t/m <sup>3</sup>	0.28 m <sup>3</sup>	変更なし	
生ごみ用	8.00 m <sup>3</sup>	1日	0.332 t	0.55 t/m <sup>3</sup>	0.60 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	17.00 m <sup>3</sup>	—	—	—	9.16 m <sup>3</sup>	—	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b その他の廃棄物等  
 該当なし

# (仮称)ラ・ムー小牧店

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等  
該当なし

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)  
該当なし

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	なし
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	あり	ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

- ・自動販売機を設置する場合は、空缶・空き瓶・ペットボトルの回収箱を設置する。
- ・買い物袋持参運動等でレジ袋削減に取り組む。
- ・地元行政に基づくりサイクル計画を指導に基づいて実施します。

(エ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施		分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保		特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保		夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施		あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保		あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う
併設施設からの悪臭防止対策	なし

評価  
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	特になし
	環境美化活動	○ 従業員により定期的に店舗敷地内及び周辺の清掃を行う。
市町村等の公的計画への協力	協力要請があれば検討する	
照明等の配慮	夜間の屋外照明は近隣の住居に直接あたらないように配慮する	
敷地内の緑地計画	敷地境界へ220㎡の緑地を設置予定。(敷地面積の約2.7%)	

評価  
○

(仮称)ラ・ムー小牧店

市町村の意見概要	対応
<p><b>(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項</b></p> <p>ア 計画地北側道路(市道中町小針入鹿新田線)及び西側道路(市道中町小針入鹿新田線)の歩道設置については、今後、市の道路事業が具体化した際には、道路事業への協力をお願いしたい。</p>	<p>計画地の北側及び西側に関して、今後市が道路事業をする場合には小売業者としてお客様の来店退店のし易さにつながり交通安全にも寄与することですので、できることは協力します。また、計画地は借地ですので土地所有者と誠意をもって協議します。</p>
<p>イ 計画地西側道路については、来退店経路になっていないが通行量の増加が見込まれる。来退店者が計画地西側道路を通行しないよう計画された来退店経路を使用するよう周知徹底してください。</p>	<p>交通検討資料1-10、1-11のB2からの6台/hであり大きな影響を与えることはないと考えますが、計画の来退店経路を徹底するため、オープン時のチラシ及び店内の告知にて周知徹底するようにします。また、オープン時には本経路にて誘導員が誘導するようにして来店者に周知徹底するようにします。</p>
<p>ウ 駐車場北側出入口(1)(2)については、ポストコーンの設置等右折入庫を防止する措置を行い、自動車の路上滞留のないよう円滑な流入出を確保してください。</p>	<p>大型荷捌き車両のみ(1台/日)敷地内の来客車両との交錯を避けて出入口(1)より右折入庫をするのでポストコーンは設置せず、右折入庫防止を出入口(1)(2)に「右折禁止」看板と誘導看板「〇〇m先を右折」などで右折しないように徹底をして出入口(3)へ誘導を図ります。</p>

住民等の意見の概要	対応
<p><b>(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項</b></p> <p>ア 計画地西側道路の通行車両増加の抑止について</p> <p>計画地西側道路は、(3)アに記載のとおり道路幅員が狭い状況のなか、時間帯によっては車両の通行量が多く歩行者及び自転車等においては危険な状態にあります。</p> <p>一方で、計画地西側道路は、来店者にとって主要幹線道路へ最短でアクセスできる道路であり、来店者が計画された来退店経路を通行せず、計画地西側道路を通行することは容易に想定されます。</p> <p>このため、計画地西側道路の危険性がこれ以上増加しないよう、来店者が来退店経路を遵守するための対策に万全を期してください。</p>	<p>交通検討資料1-10、1-11のB2からの6台/hであり、大きな影響を与えることはないと考えますが、計画の来退店経路を徹底するため、オープン時のチラシ及び店内の告知にて周知徹底するようにします。また、オープン時には本経路にて誘導員が誘導するようにして来店者に周知徹底するようにします。</p>
<p>イ 計画地北側道路の渋滞対策について</p> <p>計画地北側道路に計画された出入口については、常普請橋交差点に近く、東進する車両の右折入庫を可能とした場合、渋滞の発生が予測されます。この道路は、地域内の幹線であることから、渋滞が発生しないよう具体的な措置を図ってください。</p>	<p>開店時は交通誘導員を配置して北側2箇所の出入口と東側1箇所の出入口にて円滑な交通処理を図ります。北側道路の右折入庫防止は出入口(1)(2)に「右折禁止」看板と誘導看板「〇〇m先を右折」などで右折しないように徹底をして出入口(3)へ誘導を図ります。</p>
<p><b>(2) 騒音の発生に係る事項</b></p> <p>ア 営業時間に係る事項について</p> <p>24時間営業の予定をしているが、近隣住民への騒音、防犯等については十分な警備等を実施し犯罪等の誘発が起きないような措置をしてください。</p>	<p>夜間の溜り場とならないように定期的に従業員が駐車場などを見回り、防犯等にも注意して、近隣の住民への騒音・防犯等が発生しないようにします。万一発生した場合は速やかに所轄警察署と連携を取り対処するようにします。</p>
<p>イ 商品の搬入に係る事項について</p> <p>商品の搬入については、大型のトラック等も想定されるなか、搬入の時間帯を配慮するなど、騒音・交通事故等へ事前防止策を徹底してください。</p>	<p>商品搬入は早朝・夜間の時間帯には一切しないようにして周辺の住民に騒音影響がないようにします。また、大型車両の入出庫においては交通安全のため従業員等が円滑な誘導を図るようにします。</p>

## (仮称)ラ・ムー小牧店

<p><b>(3) その他の事項</b></p> <p><b>ア 計画地西側及び北側道路隣接部の歩道設置について</b></p> <p>計画地西側及び北側道路(市道中町小針入鹿新田線)は、生活道路として地域住民が多く活用する道路であるとともに、通勤・通学時など時間帯によっては多くの車両が通行する状況です。しかし、当該道路の隣接部においては、歩道の設置がされておらず、特に、計画地西側は道路幅員が狭いこととともに常普請橋交差点付近は路側帯が殆どないことから歩行者及び自転車においては危険な状態にあります。</p> <p>この度の(仮称)ラ・ムー小牧店の開設に伴い、従来の通行車両に加え来退店する車両の増加から、計画地隣接部における歩行者及び自転車等を利用する地域住民の安全性はこれまで以上に損なわれ、より危険なものになると想定されます。</p> <p>こうした地域の交通環境の悪化に伴う事故等を防ぐためには、来店者のみならず地域住民の安全を確保できる道路環境の整備を市と協調し進めていく必要があります。</p> <p>現在、計画地西側及び北側道路については、地元より市へ歩道設置の要望をしており、計画地隣接部の当該道路の状況をご理解いただき、市の道路事業が具体化した際には、市に協力し歩道設置の実現を図ってください。</p>	<p>事前に所轄警察署及び道路管理者等の関係機関・部署と協議をして、配置計画を立てましたが、地元住民説明会及び地元自治会長との話し合いの中で、西側道路の狭さ(歩道がない)そして北側道路の幅員と歩道がない状態で歩行者などの安全を図るため北側道路の拡幅(歩道設置)及び常普請交差点の改良を過去の自治会長が地元より市へ強く要望を出していたことを聞き、当社配置計画案の西側道路の歩行者専用出入口を設けない。そして北側道路に接道する計画地の一部を歩行者の安全を図るため空地提供する等の安全対策を講じました。</p> <p>今後も周辺の安全を図るようにし、開店時も交通誘導員を配置して交通渋滞を発生させないように徹底します。</p> <p>計画地の北側及び西側に関して、今後市が道路事業をする場合には小売業者としてお客様の来店退店のし易さにつながり交通安全にも寄与することですので、できることは協力します。また、計画地は借地ですので土地所有者と誠意をもって協議します。</p>
<p><b>イ 営業時間に係る事項について((2)アに同じ)</b></p> <p>24時間営業の予定をしているが、近隣住民への騒音、防犯等については十分な警備等を実施し犯罪等の誘発が起きないような措置をしてください。</p>	<p>((2)アに同じ)</p> <p>夜間の溜り場とならないように定期的に従業員が駐車場などを見回り、防犯等にも注意して、近隣の住民への騒音・防犯等が発生しないようにします。万一発生した場合は速やかに所轄警察署と連携を取り対処するようにします。</p>
<p><b>ウ 商品の搬入に係る事項について((2)イに同じ)</b></p> <p>商品の搬入については、大型のトラック等も想定されるなか、搬入の時間帯を配慮するなど、騒音・交通事故等へ事前防止策を徹底してください。</p>	<p>((2)イに同じ)</p> <p>商品搬入は早朝・夜間の時間帯には一切しないようにして周辺の住民に騒音影響がないようにします。また、大型車両の入出庫においては交通の安全のため従業員等が円滑な誘導を図るようにします。</p>

県の意見案
意見なし

県の意見に至る考え方
指針配慮事項に対する設置者の対応は概ね妥当であり、また、小牧市長及び住民等から意見が提出されているものの、設置者の対応に特に問題はないと考えられる。